

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会会則第11条第4項の規定に基づき、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び委任事項)

第2条 専門委員会の名称及び日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会総会からの委任及び付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、書面により専門委員会を開会することができる。この場合において、賛否を表明した委員を出席委員とみなす。

(部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置し、専門的事項について調査、研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 部会は、委員長が委嘱した部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、委員長が指名する者をもって充て、部会を総括する。
- 4 第6条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、それぞれ委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年2月20日から施行する。
- 2 専門委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず会長が招集する。

別表2（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 広報・町民運動に関すること 3 歓迎及びおもてなしに関すること 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること 2 式典に関すること 3 施設に関すること 4 その他競技式典に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 環境衛生及び食品衛生に関すること 3 医療救護に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送に関すること 2 交通及び駐車場対策に関すること 3 警備及び消防防災に関すること 4 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。